

青森県報

号外第二十八号

平成二十九年
三月二十九日
(水曜日)

目 次

告 示

第二種特定鳥獣管理計画の策定……………(自然保護課) ……一

告 示

青森県告示第二百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條の二第一項の規定により第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する同法第四條第五項の規定により公表する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第2次第二種特定鳥獣管理計画 (下北半島のニホンザル)

平成29年3月

青 森 県

【 目 次 】

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	策定方針	1
(3)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象とする区域	2
5	経 緯	2
6	現 状	2
(1)	生息状況	3
テ	個体群の現状	3
イ	生息環境	4
(イ)	気候	4
(ロ)	植生	4
(ハ)	土地利用及び林野状況	5
(ニ)	農業及び農家形態	5
(2)	被害状況	5
テ	農作物被害	5
(イ)	むつ市	7
(ロ)	大間町	8
(ハ)	風間浦村	9
(ニ)	佐井村	9
イ	人的被害及び人家侵入被害等	10
(イ)	人的被害	10
(ロ)	人家侵入被害等	10
(3)	被害対策	11
テ	農作物被害対策	11
(イ)	むつ市	12
(ロ)	大間町	12
(ハ)	風間浦村	12
(ニ)	佐井村	13
イ	人家侵入被害等対策	13
(1)	捕獲	13
(2)	被害対策の体制	13
(3)	評価	13
(4)	管理の目標及び目標を達成するための基本方針	15
(1)	管理の目標	15
テ	長期的目標	15
イ	計画期間の達成目標	15
(2)	目標を達成するための基本方針	16
8	目標を達成するための施策	16
(1)	管理事業を組み合わせて実施	16
(2)	群れ毎の管理	16
(3)	加害レベルに応じた対策	16
(4)	各機関の取組	16
テ	県の取組	16
イ	市町村の取組	17
ロ	地域ぐるみの取組	17
ウ	管理事業	17
9	管理事業	17
(1)	生息地の保全対策	17
(2)	被害防除対策	17
テ	被害防除のための土地管理	17
(イ)	方針	17
(ロ)	土地区分の定義と管理の方針	18

イ	具体的被害防除対策	18
(7)	電気柵	18
(8)	追い払い	18
(9)	追い上げ	18
(10)	餌やり防止対策	18
(11)	調整区域の環境整備	19
(12)	接近警戒システム	19
(13)	モニタリング	19
(3)	捕獲	19
ア	加害個体除去	19
イ	個体数調整	20
ウ	加害群除去	20
エ	その他	20
(7)	捕獲のための手続き	20
(8)	捕獲個体の取扱い	20
(9)	科学委員会への報告	21
(10)	外来種の捕獲	21
(4)	住民による自衛	21
ア	戸締まりの徹底	21
イ	電気柵の適正管理	21
ウ	集落環境管理の徹底	21
(7)	誘引要因の除去	21
(8)	餌やりの禁止	21
(9)	集落環境の保全	21
10	計画の実施及び見直しに必要な事項	22
(1)	管理事業の実施	22
ア	計画の実施体制	22
イ	市町村実施計画の作成	22
ウ	モニタリング	22
(7)	生息状況調査	22
(8)	調査結果の分析	22
(9)	被害状況調査	22
(2)	人材育成	22
(3)	対策の評価及び計画の見直し	22
11	住民などの普及啓発、合意形成	24
(1)	共存に向けた地域住民への普及啓発	24
(2)	集落環境調査の実施	24
(3)	耕作放棄地等対策の実施	24
(4)	環境教育、地域資源としての活用	24
ア	地域の子供達への環境教育	24
イ	エコツアーシステムやジオツアーシステムなど環境資源としての活用	24
ウ	研究や研修の場としての活用	24

用語の説明	25
《図表》	26～35
《参考資料》	36～42

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

下北半島ニホンザルの地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の軽減を図る。

(2) 策定方針

「第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「管理計画」という。）は、平成28年度で終了する第1次管理計画の基本的な考えを踏襲しつつ、これまでの保護管理事業の効果・妥当性について検討し、人とニホンザルの軋轢（あつれき）を最小限にすべくするために必要な施策を講じていく。

(3) 計画策定の背景

下北半島に生息するニホンザル（以下、「サル」という。）は、人以外で最も北に生息する霊長類であり、昭和45年に「下北半島のサルおよびサル生息北限地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきた。また、青森県のレッドデータブックでは、「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。

近年、サルの生息域に隣接する農地のほぼ全域で農作物被害が発生し、農家の生産意欲の減退を招くとともに、一部地域では、人的被害が生じており、人家侵入及び器物破損など、生活環境被害も発生している状況にある。

このため、青森県では科学的な調査に基づいて保護管理を推進するため、平成12年10月に「下北半島ニホンザル保護管理基本計画」を策定、さらに、平成16年3月に「特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「旧保護管理計画」という。）を策定、平成20年3月に第2次旧保護管理計画を策定、平成24年3月に第3次旧保護管理計画を策定、また、平成26年度の鳥獣保護管理法の施行を受け、第1次管理計画を策定し、①地域個体群としての永続的な保全、生息地の保全、②人的被害、人家侵入などの根絶及び農作物被害の軽減、③共存のための社会合意形成などを目標とし、北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた対策をより一層推進してきた。

しかし、行動域の拡大防止や個体数の増加による群れ分裂の回避等を目的とした捕獲が進まないことにより、新たな地域で農作物被害を引き起こしているとともに、一部の地域では農作物被害が増加している。

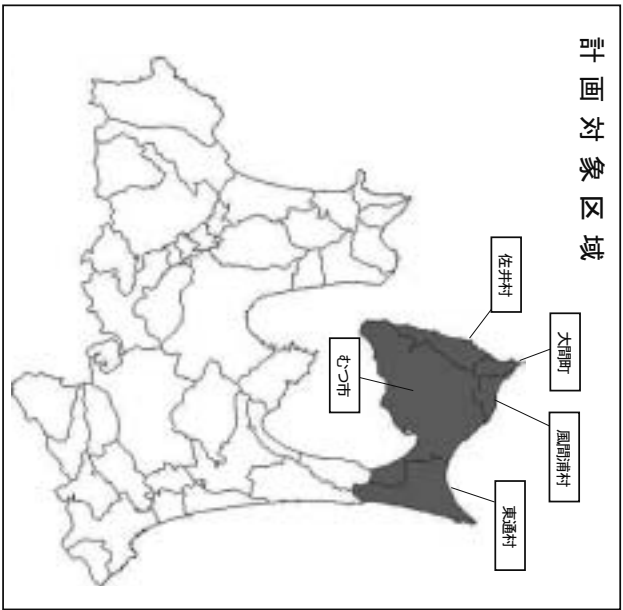
このため、これらの諸問題の解決に向けた次の取り組みを中心とした管理計画を策定する。

- 1 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた対策をより一層推進する。
- 2 土地管理区分（ゾーニング）に応じた被害予防対策、捕獲対策を進める。
- 3 ニホンザルによる人的被害の未然防止を優先に対処することとし、農作物の被害防止対策や、個体及び群れ捕獲を含めたより多様な被害防止対策を行う。
- 4 被害に迅速に対処するため、捕獲申請の判断は市町村に委ねるとともに、県及び市町村は専門的知識や技術を有する人材育成を推進する。
- 5 県は、計画目標の達成に向け、市町村やNPOなどと連携を図りつつ、モニタリング調査を実施し、計画の実行を点検・修正するフレームドバックシステムを構築するとともに、捕獲業務に必要な専門知識や技術を習得する機会を創出する。
- 6 サルとの共存に向けた地域住民への普及啓発、合意形成に努める。

2 管理すべき鳥獣の種類
ニホンサル

3 計画の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

4 計画の対象とする区域
むつ市及び下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）



5 経緯
下北半島のサルが社会の注目を浴びるようになったのは、昭和35年頃に旧脇野沢村の丸瀬戸（現むつ市）地区に姿を見せ始めたことに始まるが、年表（参考資料（2）P38）によると昭和37年には同地区で田畑荒らしが頻発し、同帰人会が村に猿害防止の陳情を行っている。その後の推移は次のとおりである。

- 昭和39年 保護増殖対策と共に被害対策として餌付けの開始
- 昭和43年 下北半島国定公園の指定
- 昭和46年 国の天然記念物に指定（下北半島のサルとその生息地域）
天然記念物の指定と共に、給餌などの保護・被害対策が国庫補助事業として始まったが、その後も農作物への被害は他の地区へ拡大し、生息数も増加
- 昭和56年 A1群まかを捕獲し、新たに開設した野猿公苑に収容
- 平成3年 佐井村で農作物被害が発生

- 平成6年 旧脇野沢村（現むつ市）で電気ネット柵（以下、「電気柵」という。）の設置
- 平成7年 佐井村で電気柵の設置
- 平成9年 旧脇野沢村（現むつ市）で人家侵入が増加
- 平成10年 旧大間町（現むつ市）・風間浦村で電気柵の設置
- 平成13年 旧脇野沢村（現むつ市）で人家侵入を繰り返すサル1頭を捕獲
- 平成16年 第1次旧保護管理計画策定
- 平成18年 19、20年 サルが原因による人的被害の発生
- 平成19年 大間町で電気柵の設置
- 平成20年 第2次旧保護管理計画策定
- 平成22年 第2次旧保護管理計画策定
むつ市脇野沢地区でモンキードッグによる追い上げを実施
- 平成23年 第2次旧保護管理計画策定
むつ市、大間町、風間浦村、佐井村でモンキードッグを試験導入
- 平成24年 第3次旧保護管理計画策定
むつ市大畑地区、大間町、風間浦村、佐井村でモンキードッグを導入
- 平成26年 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改正
むつ市川内地区でモンキードッグを導入
- 平成27年 鳥獣保護管理法に基づき第1次第二種特定鳥獣管理計画策定

第1次旧保護管理計画が策定された以降も、群れの分布域が海岸部を中心に拡大したが、近年ではむつ市川内町野平地区、むつ市開根新田地区で農作物被害が生じてきている。また、行政区域をまたがった（大間町～風間浦村、風間浦村～むつ市（大間町）、佐井村～むつ市（川内町））被害が生じてきている。

群れの分布域の拡大は、農業を基幹産業としている地域に迫るとともに、人的被害や人家侵入などが相次いで発生していることから、抜本的な対策が求められている状況にある。

6 現状
(1) 生息状況

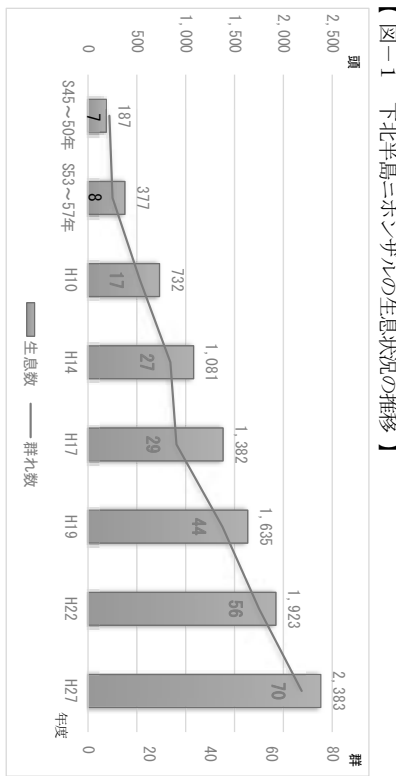
ア 個体群の現状

平成27年度に県が行ったモニタリング調査報告書によると、現在下北半島に群れとして生息するサルは70群、2,383頭+αである【表-1】、【図-1】。その生息範囲は下北半島の南西部から北部にかけての4市町村に偏り、面積について約600平方キロメートルと推定される。生息域に群れの分布は連続し、津軽、白神など他地域の分布から隔離していることから、下北半島のサルを1つの地域個体群として扱うこととする。

この地域個体群は、かつてはむつ市（旧脇野沢村）など南西部の個体群と大間町など北西部の個体群の2つに分かれていたが、主に北西部の個体群の生息域の拡大によって1990年代後半に1つにつながった。（参考資料（3）P39）。南西部の個体群は北西部に比べて「生息域の拡大は小さい」、「生息密度、群れ密度は高い」など異なった特徴を有していることが指摘されている（下北半島のサル調査会、2001）。また、近年、一部の群れが、東側へ行動域を拡大していることが注目される。

【表一 下北半島ニホンザルの生息状況の推移】

年次	生息数	群れ数	備考
昭和45～50年	187頭	7	
昭和53～57年	377頭	7～8	
平成10年	732頭 ¹⁰	17	
平成14年	1,081頭 ¹⁰	27	
平成17年	1,382頭 ¹⁰	29	
平成19年	1,635頭 ¹⁰	44	
平成22年	1,923頭 ¹⁰	56	
平成27年	2,383頭 ¹⁰	70	



※ むつ市脇野沢の野猿公苑内保護檻に収容されているA1群は除く。

イ 生息環境

(1) 気候

下北半島の東側で親潮寒流、西側から津軽海峽側にかけては対馬暖流の影響を受けるため、むつ市を境として東側が太平洋型気候、恐山山地帯の津軽海峽側と下北山地の平原海峽側が日本海側気候となる。

年間平均気温は海峽線と平野部が10℃で、大間崎から西側の海岸線は、対馬暖流の影響で1℃ほど高い。標高が高い恐山山地帯は2～3℃ほど低くなる。

積雪量は中央部の恐山山地帯は1.5～2mほどで、海岸部では1m以内である。佐井村から大間町、むつ市大間町の海岸線は特に少なく、0.5m以下である。年間積雪日数は平野部で100日前後、標高の高い山地帯では120日ほどであるが、近年暖冬が続く、積雪量、日数とも少なくなっている。

(2) 植生

下北半島の植生は、フナクラス域自然植生とヒノキアスナロ群落、エゾイタヤーシノキ群落、標高が高くなればシジヤサーアナ群団が分布している。残りをフナクラス域代償植生のアナーミズナラ群落、スギ・カラマツ植林、人家周辺の畑地雑草群落が占め、西海岸側の急峻な崖には自然裸地が点在する。標高の高い恐山山地帯懸岳の周辺で

はフナクラス域自然植生が残っているが、標高が低いところではアナラ、ヒノキアスナロ林などの自然林が伐採され、フナクラス域代償植生とスギなどの林業利用地が広がっている。

(4) 土地利用及び林野状況

下北半島の耕地、森林、その他の面積の総面積に占める割合は、それぞれ4%、83%、13%である。これらの土地の果全体での平均はそれぞれ16%、65%、19%であることから、本地域は県内でも森林の割合が高い地域といえる。

森林のうち国有林率は73%であり、県平均の62%に比べてかなり高い。また、人工林率は41%で、県平均の44%より低い。むつ市脇野沢など群れが生息する4市町村では26～40%である。人工林はほとんどがスギで、他にアカマツ、クロマツ、カラマツなどである。

(5) 農業及び農家形態

農作物作付（栽培）面積は、果全体では稲、飼料用作物、果樹の順となっているが、本地域では飼料用作物、野菜、稲の順である。

農家戸数に占める自給的農家戸数の割合は67%であり、県平均の22%に比べて著しく高く、自家消費型の農業となっている。

【表二 土地利用状況及び農家戸数】

区分	農地		農家戸数		農家戸数		農家戸数		農家戸数	
	面積	割合	戸数	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
道庁	73,444	85.28%	14,913	29,378	44,066	60.0%	3,170	58,936	24,446	63%
むつ市	88,379	85.0%	79.7%	20.3%	4,076	60.0%	3.7%	58,936	24,446	63%
大間町	5,208	3.87%	3.90%	595	1,019	2.85%	325	5,200	2,161	132
東郷村	21,574	74.4%	84.7%	15,4%	28.3%	173.7%	190	1,871	79.5%	20.5%
鳳間浦村	29,439	73.3%	33.92%	11,779	9,793	83.2%	1,900	6,884	2,578	388
佐井村	13,393	91.8%	64.6%	54.6%	48.4%	6.8%	18	1,977	82	62
計	141,487	83.3%	82,207	31,020	48,468	63.30%	5,809	74,469	30,920	1,331
青森県全県	864,470	63.4%	323,334	23,691	72,835	30.7%	15,300	1,308,849	510,948	44,781

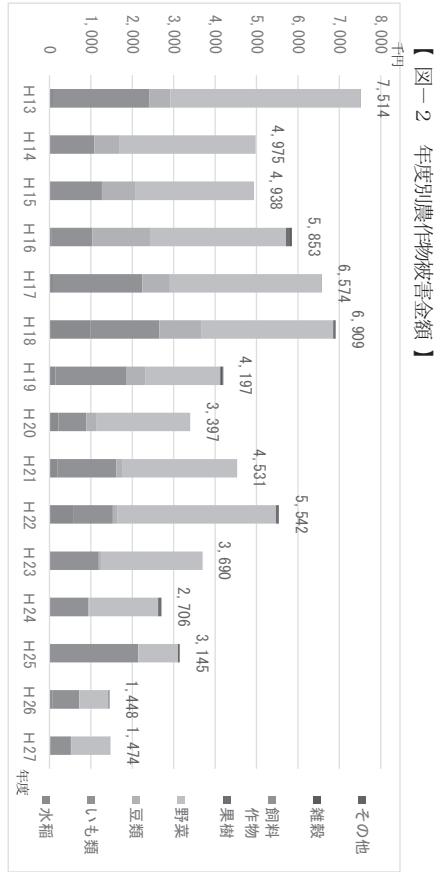
注1) 人工林率は(人工林面積)/(人工林面積+天然林面積)
注2) 耕地率は(耕地面積)/(農地面積)

(2) 被害状況

ア 農作物被害

下北地域全体の農作物被害額は平成13年度に約750万円だったが、平成27年度に約147万円まで減少している。しかし、むつ市及び鳳間浦村の被害額は増加している。また、群れの分布域の拡大が海岸部を中心に起きていたが、最近では内陸部でも分布域が拡大しており、農業を基幹産業としている地域に迫っていることから早急な対策が求められている。

平成27年度の作物別被害は、稲、ハレノシヨ、ダイコン、カボチャ、長ネギ、豆類、トマト、トウモロコシなど様々で、特に野菜及びいも類の被害が各市町村で9割以上を占めている。



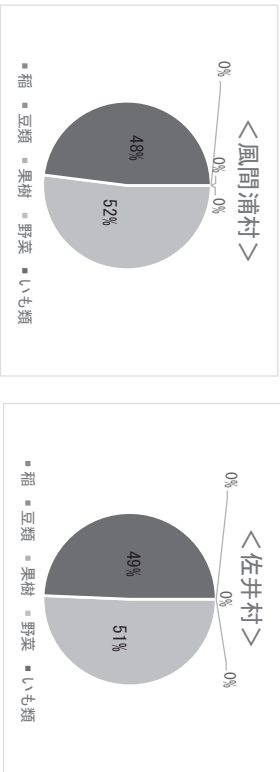
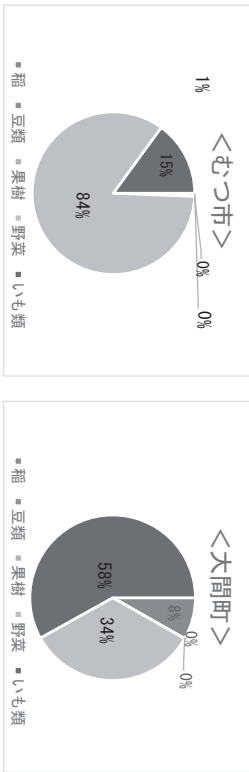
【 表－3 平成27年度 市町村別農業被害状況 】

単位：円

市町村名	被害金額	割合
むつ市	782,000	53%
大間町	365,000	25%
風間村村	100,000	7%
佐井村	227,000	15%
合 計	1,474,000	100%

※ 出典：町生協による農作物の被害状況調査（農林水産省）

【 図－3 平成27年度 市町村別農作物被害状況 】

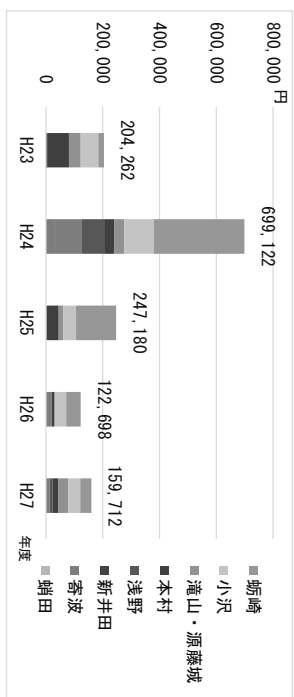


(7) むつ市

a 脇野沢地区

昭和35年度から農作物への被害が発生し始めた。初期の被害は丸瀬泊地区だけに限られた。群れの個体数が15頭しかおらず、保護と農作物被害防止を目的として昭和39年に餌付けが開始された。しかし、個体数の増加に伴い、行動域は芋田地区や蛸田地区にまで広がり、農作物被害が増加した。昭和53年度から55年度にかけてA群が分裂し、被害地域が拡大した。昭和56年から57年度には内陸の滝山地区や原藤地区まで被害が拡大し、一部のサルを捕獲して被害防止を図った。野猿監視員（現：鳥獣被害対策実施隊）を配置し、追い上げや追い払いの実施及び平成6年度から電気柵を設置するなどして、被害は一時的に減少したものの、脇野沢地域の全域に広がり深刻化した。そこで、平成20年度からモンキーボックスを導入（2頭）し、追い上げや追い払いを実施したところ、導入前と比較して、被害が減少している。

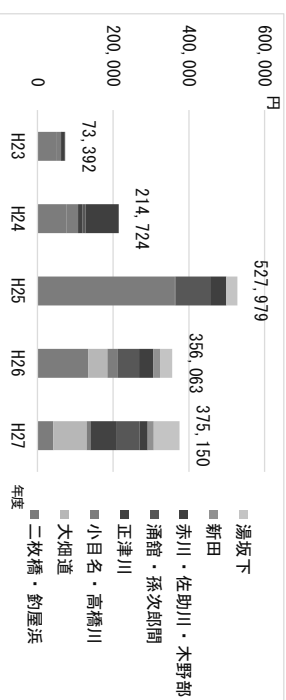
【 図－4 脇野沢地区における過去5年間の被害金額 】



b 大畑地区

平成10年に二枚橋、小目名地区の被害が報告された。平成11年、12年と被害は少なかつたが、平成13年以降は赤川、二枚橋、釣屋浜、大畑道、木野沼地区で群れ及びハンパルによる被害が発生し、平成14年に被害金額が280万円まで増加した。その後も100万円を超える年が続き、被害の拡大が予測されたことから、平成19年から鳥獣被害対策実施隊を配置、平成23年度にはモンキーボックスを導入（1頭）し、追い上げや追い払いなどの対策を実施したところ、被害は減少し、現在は30万円台で推移している。

【 図－5 大畑地区における過去5年間の被害金額 】



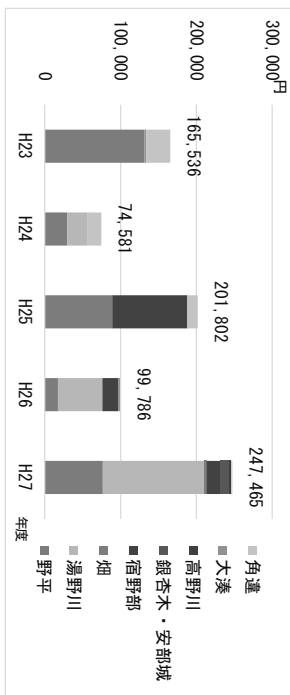
ｃ 川内地区

平成12年度からハナレザルによる被害が報告されている。南西部の男川下流域の群れによる被害は、平成16年度から増加傾向にある。平成17年度から川内川流域でハナレザルによる被害が報告されている。また、平成18年度に湯野川上流でも群れによる被害が報告されている。平成21年度は、野平地区で佐井村に生息する群れが出没したことから、平成26年度に同地区にモンキーグッズを導入（1頭）し、追い上げ、追い払いを実施したところ、同地区の被害は減少傾向にある。

ｄ むつ市街地区（旧むつ市）

平成18年度からハナレザルの出沒が目立ちはじめ、被害も報告されている。平成22年度は群れによる被害が初めて関根新田地区で、平成23年度には大湊地区、平成27年度には近川地区でハナレザルによる被害が確認され、今後も被害が拡大する恐れがある。

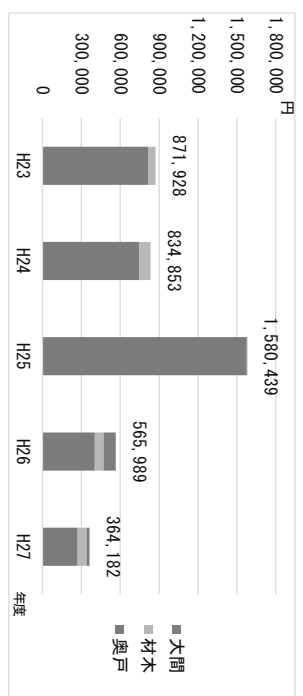
【 図－6 むつ市川内・むつ市街地における過去5年間の被害金額 】



(イ) 大間町

平成10年度に奥戸大川目地区でまとまった被害が発生した。聞き取り調査の結果、この3年前から周辺農地で年数回サルが群れが自撃され、届けなどはなかったものの農作物被害に遭っていた。以降、年々被害地域が拡大しており、被害額は平成19年度は約60万円と推移したものの、平成21年度は114万円と急増した。このため、平成22年度は電気柵の設置や平成23年度にはモンキーグッズを導入（1頭）したところ、被害が減少したものの、平成25年度には奥戸地区で約160万円の被害が発生した。平成26年度以降は減少している。

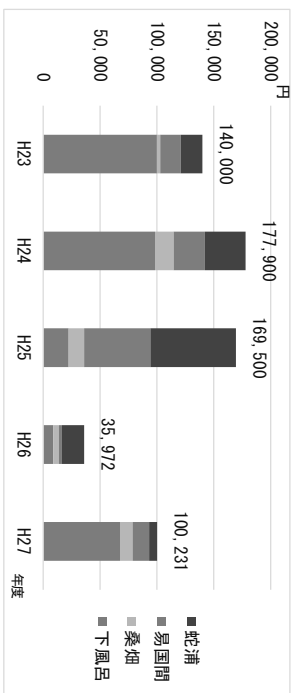
【 図－7 大間町における過去5年間の被害金額 】



(ウ) 風間浦村

平成8年度に初めて下風呂地区、桑畑地区でサルによる農作物被害が報告された。平成10年度には、被害が多い桑畑地区から電気柵の設置が始まり、一時的に減少したものの、サルは他地区の農地へ移動し、平成10年度には易国間地区、平成12年度には地崎浦地区にも被害が拡大し、村内全域に群れが現れるようになった。また、平成23年度にモンキーグッズを導入（1頭）したが、病死したため、全域で被害が発生している状況にある。

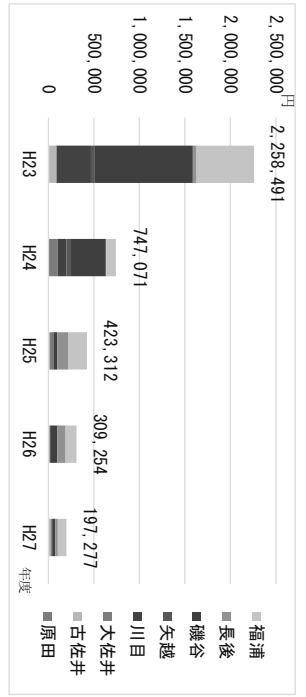
【 図－8 風間浦村における過去5年間の被害金額 】



(エ) 佐井村

平成3年度から古佐井地区の畑を中心に農作物被害が目立ちはじめた。平成4年度には前年の地区の被害は減少したが、新たに福浦地区で被害が発生した。平成5年度には原田地区、古佐井地区、長後地区と広い範囲で被害が発生し、平成9年度には牛滝地区の被害も新たに報告された。平成11年度の被害金額は600万円を超えたため、巡視員を配置し追い上げを実施した。電気柵は平成7年度から設置し、被害は一時的に減少したものの、村内全ての集落で被害が発生した。平成23年度にモンキーグッズを導入（1頭）し、追い上げや追い払いを実施したところ、被害は減少している。

【 図－9 佐井村における過去5年間の被害金額 】



イ 人的被害及び人家侵入被害等

(イ) 人的被害

平成23年度以降、人的被害は平成24年8月に1件発生している。その状況は、むつ市大畑地区で、女性が臺参りから帰宅途中、突然、ハンチバル1頭が威嚇し、驚いた女性が運転していた自転車から転倒し、左肩及び右ひざを負傷した。

第2次特定計画においても、従来のサルによる人的被害の未然防止を最優先に多様な被害対策を実施していく。

(ロ) 人家侵入被害等

平成23年度以降の人家侵入被害状況は、むつ市で4件、風間浦村で2件発生しており、過去に人家侵入被害が多発した経緯があることから、今後も憂慮される状況である。

【 表－4 人家侵入被害発生状況 (H23～27) 】

市町村	地区	区分				
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
むつ市	遠向	1				
	小目名					2
むつ市 (市街地)	山田町	1				2
	むつ市特	2	0	0	0	2
大間町						
風間浦村	下風呂	1	1			
佐井村						
合計		3	1	0	0	2

(注) 市町村による調査結果

a むつ市

平成27年度に大畑地区で2件の人家侵入被害が発生した。藤野沢地区は、これまで年2～3件の被害が発生していたが、住民への普及啓発等の効果があり、被害は減少している。

b 大間町

人家侵入の被害は無いが、材木、奥戸地区で人家屋根にこいるという目撃情報がある。また、材木地区の小屋に侵入した形跡もあり、人家侵入被害の発生が憂慮される。

c 風間浦村

平成23、24年度に下風呂地区で合わせて2件の人家侵入被害が発生している。また、サルの侵入被害を恐れ、窓を閉め切る状態が続くなど、日常生活にも影響が出ている。

d 佐井村

人家侵入被害は発生していないが、人家周辺への出波が多く、サルの侵入を恐れ、一日中窓を閉め切った状態を余技なくされている。また、平成27年度に小屋の屋根を損壊する被害が発生している。

(3) 被害対策

ア 農作物被害対策

集落をサルの餌場にならないために、残飯や農作物の残渣処理を行うほか、電気柵や網の設置を進めて、農作物を防除するとともに、集落にサルが侵入しにくい環境を整備してきた。さらに、人やモンキーグッズによる追い上げ、追い払い対策を実施してきた。

(図表一覧 [表－2] P32)

しかし、群れは行動域を拡大し、農業を基幹産業としている地域のほか、民家で行われる家庭菜園に出没するなど、新たな被害を引き起こす恐れが出てきている。

【 表－5 市町村別被害対策実施体制状況 】

項目	市町村名	むつ市	大間町	風間浦村	佐井村
捕獲体制 (単位:人)		15	4	6	12
二ホンサル保護管理専門員		1	3	2	2
鳥獣被害対策実施隊		14	1	4	10
箱わな等保有台数 (単位:台)		31	28	21	31
モンキーグッズ (単位:頭)			4	1	0

※箱わな保有台数は、平成28年7月時点
※風間浦村のモンキーグッズはH26年に病死

平成28年7月時点

【 表－6 電気柵設置状況 】

	むつ市	大間町	風間浦村	佐井村
電気柵設置	③H5～9 L= 4,939m ④H9～11 L= 1,404m ⑤H9～11 L= 804m ⑥H19～20 L= 300m ⑦H21 L= 500m ⑧H20～27 L= 1,506.3m	⑩H19～20 L= 1,070m ⑪H21～27 L= 7,784m ⑫H25～26 L= 939m	⑤H12～14 L= 1,917m ⑥H15～22 L= 9,329m ⑦H15～27 L= 7,978m ⑧H20 L= 727m	⑥H7～9 L= 2,229m ⑦H10～18 L= 4,024m ⑧H10～17 L= 9,695m ⑨H21～27 L= 3,989m
サル接近警報システム	⑦H21 1箇所 ⑧H21～22 2箇所			

平成28年7月時点

- 【事業区分】
- 鳥獣等保護事業 (国1/2)、二ホンサル保護事業 (県1/4、S51までは1/10)
 - 特別天然記念物モノカ (※H9から二ホンサルにも有効な改良型 (電気柵) を実施)
 - 中山間地域総合整備事業 (国55%、県32.5%)
 - ふるさと水と土ふれあい事業 (国55%、県30%)
 - 鳥獣害防止施設整備事業 (県1/2、町村1/2)
 - 藤野山電気柵事業、二ホンサル食害対策用電気柵設置事業 (佐井村単独)
 - 鳥獣との共存に向けた鳥獣保護管理対策モデル事業 (国10/10)
 - 天然記念物サル保護事業 (国2/3、市町村1/3)
 - 市町村発・充気なおもてつきり支援事業 (県2/3、町村1/3)
 - 飼養と工夫が元氣なおもてつきり支援事業 (県2/3、町村1/3)
 - サル対策農作物被害緊急対策事業 (県1/2、市1/2)

(7) むつ市

a 脇野沢地区

むつ市脇野沢では、昭和56～57年度に、餌付けされたA群を捕獲し、昭和56年度に建設された野猿公苑に飼養している。その後は、野猿監視員(現：鳥獣被害対策実施隊)による追い上げ・追い払いが実施され、平成6年からは電気柵が導入された。現在は、新井田地区及び蛸田地区を除く全ての地区に電気柵が設置され、総延長は約29,500m(平成27年度末時点)となっている。電気柵が設置されてから、その効果は明らかであったが、被害の減少は一時的であり、最近はその老朽化及び破損が目立ち、更新又は維持管理上の問題点が指摘されている。

平成20年からモンキートロッグによる追い上げや追い払いを実施し、サルの出没回数が減少する効果が見られる。

b 大畑地区

平成11年3月に小目名地区に電気柵が設置された。現在は、大畑道地区から北西の地区全てに被害が発生しており、平成19年度から鳥獣被害対策実施隊を配置、平成23年度にはモンキートロッグを導入し、群れ・ハナレザルの追い上げ、追い払いを行っている。また、平成20年度から被害箇所での電気柵の整備を進め、総延長は約5,400m(平成27年度末時点)で、整備されていく箇所での被害は減少している。近年は、電気柵が整備されていない地域で被害が発生している。

c 川内地区

平成20年から蛸崎地区・野平地区に電気柵が設置された。また、野平地区にサル接近警戒システムを設置、さらに、平成26年度にはモンキートロッグを導入して、鳥獣被害対策実施隊及び農家が追い払い活動を行っている。さらに、平成20年度から被害箇所での電気柵の整備を進め、総延長は約5,900m(平成27年度末時点)で、整備されている箇所での被害は減少している。

d むつ地区

近年、群れ及びハナレザルが出没し始め、平成24年度から関根新田地区・角邊地区に電気柵が整備され、総延長は約2,100m(平成27年度末時点)となっている。また、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールも実施され、追い上げ、追い払いを行っている。

(1) 大間町

奥戸、材木地区で平成13年度から巡視員(現：鳥獣被害対策実施隊)による追い払いが行われている。電気柵は平成19年度以降継続して設置し、総延長は約10,400m(平成27年度末時点)となっている。また、モンキートロッグや住民によるロケット花火を使った追い上げ、追い払いを行うことで、一定の効果を出しているが、電気柵の維持管理上の問題が出ている。

(2) 風間浦村

電気柵の設置は、桑畑地区では平成10～11年度に、下風呂地区では平成11～15年度に、易国間地区では平成15年度から始まり、蛸浦地区は平成16年度から行われ、総延長は約20,000m(平成27年度末時点)となっている。また、耐用年数が経過した電気柵ネットの取替えもしている。指導員(現：鳥獣被害対策実施隊)による追い払いや平成14年度から村内全域で実施されているほか、平成22年度からはニホンザル保護管理専門員を配置し育成にあたっている。

なお、平成23年度にモンキートロッグを導入(1頭)したが、平成26年度に病死したことから、犬による追い上げは実施していない。

(2) 佐井村

原田地区及び古佐井地区で平成3年から巡視員(現：鳥獣被害対策実施隊)による追い払いが始まった。その他、村内の全ての地区で追い払いが実施されている。電気柵は平成7年度に古佐井地区に始まり、現在は村内の全ての地区に設置され、総延長は約19,000m(平成27年度末時点)となっている。近年は、農家の高齢化、電気ネット柵の老朽化などにより、維持管理上の問題がある。また、平成22年度から、ニホンザル保護管理専門員を配置し、平成23年度にはモンキートロッグを導入(1頭)し被害対策を実施している。

イ 人家侵入被害等対策

人家侵入個体の捕獲を行ってきたことにより、平成23年度以降は、全体で年2～4件発生しているが、以前に比べ激減している。しかし、風間浦村では小屋の中に侵入し、保管してある野菜等を持って逃げる被害が発生していることから、被害対策を継続していく。

(4) 捕獲

第3次旧保護管理計画における捕獲実績は、平成24年度から平成27年度までの4年間で541頭、内訳は放獣等が3頭、譲渡0頭、殺処分538頭である。【表-7】

(5) 被害対策の体制

県では、科学的な調査に基づいた管理を推進するため、学識経験者、有識者、地元関係者及び行政関係者からなる下北半島ニホンザル保護管理対策協議会(以下「協議会」という。)、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会(以下「科学委員会」という。)を設置し、合意形成及び対策の検討を行ってきた。また、平成19年度からは下北半島のニホンザル被害市町村等による連絡会議も設置されている。

【表一 7 下北半島二ホンザル捕獲等実績】

年度	市町村名	捕獲 許可回数	捕獲頭数		繁殖頭数		捕獲		繁殖		駆除		駆除		駆除		駆除	
			計	不明	計	不明	計	不明	計	不明	計	不明	計	不明	計	不明	計	不明
H19	むつ市(旧黒野沢村)	13	13	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3	16	0
	計	13	13	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3	16	0	
	むつ市 旧黒野沢村、旧川内町、旧 大間町	103	24	59	2	85	5	26	2	35	3	15	18	0	16	16	32	0
H20	大間町	23			1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	風間浦村	66			1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	佐井村	79	11	6	17	6	3	9	9	9	0	0	0	5	3	8	0	
計	271	35	66	3	104	11	31	3	45	3	15	18	0	21	20	41	0	
むつ市 旧黒野沢村、旧川内町、旧 大間町	103	10	11	21	4	1	6	1	1	2	0	0	8	6	14	0	0	
	大間町	46	4		4	1		1		1			0	3	0	3	0	
	風間浦村	127	11	2	13			0		0			11	2	13			
H21	佐井村	122	11	15	26	2	5	7	7	0	0	0	9	10	19	0	0	
	計	308	36	28	64	4	9	14	1	1	2	0	31	18	49	0	0	
	むつ市 旧黒野沢村、旧川内町、旧 大間町	51	9	7	17	3	1	4	4	0	0	0	9	4	13	0	0	
H22	大間町	23	11	9	1	21	1	1	2	0	0	0	11	8	19	0	0	
	風間浦村	62	13	13	26	1	2	3	3	0	0	0	12	11	23	0	0	
	佐井村	52	18	11	29	2	2	2	2	0	0	0	18	9	27	0	0	
計	188	51	40	91	1	8	2	11	0	0	0	50	32	82	0	0		
むつ市	2	5	0	5	3	1	3	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	
	大間町	16	5	5	10	1	1	1	1	0	0	0	4	5	9	0	0	
	風間浦村	10	8	18	18	4	4	4	4	0	0	0	10	4	14	0	0	
H23	佐井村	7	8	15	15	0	0	0	0	0	0	0	7	8	15	0	0	
	計	18	27	21	48	4	4	8	0	0	0	0	27	21	48	0	0	
	合計	898	111	118	232	19	44	67	4	16	20	0	92	62	154	0	0	
むつ市	88	32	45	77			0		0			0	32	45	77	0	0	
	大間町	109	12	7	19			0		0		0	12	7	19	0	0	
	風間浦村	63	9	9	18			0		0		0	9	9	18	0	0	
H24	佐井村	134	18	22	40			0		0		0	18	22	40	0	0	
	計	394	71	83	154	0	0	0	0	0	0	0	71	83	154	0	0	
	むつ市	236	13	14	27			0		0		0	13	14	27	0	0	
H25	大間町	13	13	13	28			1		1		0	13	14	27	0	0	
	風間浦村	58	8	6	14			0		0		0	8	6	14	0	0	
	佐井村	83	12	9	21			0		0		0	12	9	21	0	0	
H26	計	390	48	44	50	0	1	1	0	0	0	0	48	43	89	0	0	
	むつ市	236	40	29	69			2		2		0	40	27	67	0	0	
	大間町	122	14	17				0		0		0	14	3	17	0	0	
H28	風間浦村	223	18	6	24			0		0		0	18	6	24	0	0	
	佐井村	240	8	8	16			0		0		0	8	8	16	0	0	
	計	821	80	46	126	0	2	2	0	0	0	0	80	44	124	0	0	
むつ市	217	26	22	48			0		0			0	26	22	48	0	0	
	大間町	172	33	19	52			0		0		0	33	19	52	0	0	
	風間浦村	95	8	18	28			0		0		0	8	18	28	0	0	
H27	佐井村	251	28	19	45			0		0		0	28	19	45	0	0	
	計	738	93	76	171	0	0	0	0	0	0	0	93	76	171	0	0	
	合計	2340	290	251	541	0	3	3	0	0	0	0	290	248	538	0	0	

第1次特定指定方面(第2次旧保護地区指定方面) (第2次旧保護地区指定方面)

(6) 評価

平成24年度から27年度までの実績に基づき目標達成状況をみると、人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減のため、被害を出している群れの個体数調整を主体に捕獲を行ったことや、モスキートツグ等による追い上げ、追い払いの実施により、下北地域全体では農業被害の抑制につながっている。

一方で、計画と比較して捕獲実績が伸び悩んでいることから、群れ数及び個体数が増加しており、生息域の拡大に伴い新たな地域で農作物被害が発生するとともに、人的被害及び生活被害は依然として発生している。

<残された課題>

- ア 捕獲を計画通り進めること
わなに馴れたサルが増えたことなどにより、捕獲が計画どおりに進んでいない。より効果的な捕獲手法の検討、誘引、導入が必要である。

イ 群れの管理に取り組むこと

個体数増加にまいって、群れ数が増加し、生息域が拡大している。新たな加害群、加害集団が発生させないため、また、人の生活圏とサルの生息域の重複を解消するため、必要に応じて群れの除去に取り組むことが必要である。

ウ 総合的な被害防除等に取り組むこと

集落内に耕作放棄地などの誘引要因があるほか、電気柵等の管理が徹底されていない状況のみられる。地域における総合的な被害防除の取組を推進するため、群れの管理や被害対策の重要性等について地域住民への浸透が必要である。

エ 管理の目標及び目標を達成するための基本方針

(1) 管理の目標

平成24年度から27年度までの実績に基づく目標達成状況をみると、農作物被害金額は減少傾向にあるが、計画的な捕獲ができていないため、群れ数及び個体数が増加しており、新たな地域における農作物被害等が確認されるとともに、生活被害及び人身被害は依然として発生している。

このような状況を踏まえ、引き続き、サルによる人的被害、人家侵入などの根絶及び農作物被害の軽減による人と共存を目指すとともに、地域個体群の安定的な存続を図るため、次の目標を設定する。

- ア 長期的目標
 - (イ) 地域個体群としての永続的な保全、生息地の保全
 - (ロ) 人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減
 - (ハ) 共存のための社会合意形成
- イ 計画期間の達成目標
 - (イ) 個体群調整に関する事項
生息数及び群れ数が増加していることから、新たな群れの発生を防ぐとともに、平成22

年度以降に分布拡大が確認された群れ捕獲を実施するなどして、平成22年度の生息水準を目標とする。

- (4) 被害防除に関する事項
農作物被害は、過去3カ年の平均を下回ることを目標とする。

(2) 目標を達成するための基本方針

下北半島に生息するサルは、人以外の霊長類では、世界で最も北に生息し、1970年に国の天然記念物に指定され、学術上も貴重な地域個体群であることから、安定的な存続を図るため保護が必要がある。一方で、人と共存を図るためには、人の生活圏への侵入を食い止め、人とサルとの軋轢（あつれき）を最小限とすべくはならない。

このため、この計画では、第2次保護管理計画策定時の平成22年度が生息水準を基準とし、新たな加害群や加害集団を生じさせず、また、人の生活圏とサルの生息域が重複している地域を解消するために、必要な範囲で群れの除去にも取り組むこととする。

なお、地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模などについては、最新の知見やモニタリング結果により引き続き検討を進める。

また、農作物被害については年による増減があることから、現状からの改善に向けて総合的な被害防除対策に取り組むこととする。

8 目標を達成するための施策

(1) 管理事業を組み合わせて実施

サルの管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域毎に、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備及びモニタリングを効果的に組み合わせる。

また、モニタリングにより被害防除対策等の効果を評価して必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

(2) 群れ毎の管理

サルの群れは、行動域の環境によって性質が大きく異なる。市街地や農地を行動域を含む場合は、人馴れが進み、農作物被害や人身被害、家屋侵入などの生活被害を発生させやすいが、山間部に生息し、市街地や農地を行動域に含まない場合は、人の姿を見ると逃げるなど警戒心が強い傾向にある。そのため、サルの管理は、群れの性質や生息環境に応じて群れ毎に管理事業を検討し、実施する。

(3) 加害レベルに応じた対策

(2) で示したようにサルは群れによって性質が異なるため、「加害レベルと被害対策の選択基準」(図表一覧「表-3」P33)に基づき、群れの加害行動を5段階の加害レベルに分類し、毎年度実施するモニタリングにより判定する。また、被害対策についても、「加害レベルと被害対策の選択基準」に照らしながら実施する。

(4) 各機関の取組

県、市町村や関係機関などと、広域的な連携・調整を図ることにより効果的な被害防除体制の確立を目指す。また、市町村や地域が実施する被害対策に必要な支援・助言を行う。

うとともに、県がモニタリング調査を実施し、その調査結果の分析と情報提供、最新の知見や対策手法の情報収集、必要に応じて新たな手法の試行を行う。さらに、市町村や地域住民などに対して捕獲や防除対策に必要な専門知識を習得するための研修会等を開催する。

イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策・個体数調整・生息環境整備を組み合わせ地域に適合した事業実施計画(図面)を毎年度作成し、計画的な管理に努める。また、地域ぐるみの取組を進めて、地域全体の被害を軽減するため、効果的な手法の導入や住民に対する被害防除に必要な技術指導に取り組むとともに、地元住民との十分な対策や意識、要望の把握などに努める。

ウ 地域ぐるみの取組

サルは学習能力、運動能力が高いため、被害を完全に防ぐことのできる画一的な被害防除方法は確立されていない。また、捕獲のみに頼った単独の対策では群れの行動域に影響を及ぼし、被害防除を行っていない農地等への移動、定着を引き起こすなど被害を拡大するおそれがあることから、人の生活圏から遠ざけるよう住民による地域ぐるみの被害防除対策を実施する必要がある。そのためには、県、市町村、関係団体や住民と連携しながら、地域ぐるみの取組を継続的に実施することが重要であり、自然環境、地形、作物等地域に適合した方法を選択し組み合わせることで、農地等からサルの採食場としての魅力を見失わず、人馴れや里への依存が進行しない予防対策を進める。

9 管理事業

(1) 生息地の保全対策

森林地帯で、人間社会に影響を与えない地域をサルの生息地として保全する。ここでは、餌木の保残などサルの生息にとって良好な環境である広葉樹林の保全、整備に努める。

また、サルの生息にとって重要な地域については、地域の意見を聞き、関係機関と調整を図りつつ、天然記念物としての適切な自然生息環境の維持保全に努め、鳥獣保護区の指定などによる生息地の保全を検討する。

(2) 被害防除対策

ア 被害防除のための土地管理
(ウ) 方針

下北半島では、人間の居住地や農耕地が狭小な海岸平野部のみならず、それが散在する。被害から守るべき地域が明確に限定されているといえる。このことを認識した上で、被害地の立地条件と遊動域など地域のサルの生息を踏まえた被害防除計画を立案すれば、より効果的な被害防除が可能である。また、地域で、現在起こっているあらゆる被害と将来予測される被害の軽減を図るため、農耕地ばかりではなく、人間の居住地を含めた地域全体の被害防除を長期的観点にたって作成する。

被害地を中心とした土地の管理区分では、まず、被害から守るべき地域の地勢と土地利用に着目し、区分に応じた適切な防除方法を想定しながら、①排除区域、②調整区域、③保全区域を設定する。保全区域については、森林におけるサルの生態研究の成果を踏まえ、森林管理局や森林所有者の計画との整合性を図りながら、被害軽減に資する森林を整備する。

(4) 土地区分の定義と管理の方針

a 排除区域

排除すべき財産のある区域。主に住宅地・農地等の区域とする。人家周辺・農地・サル
の生息を想定しない区域である。当面の被害対策は、電気ネット柵の設置・追い払い
等によって被害を防ぎながら、追い上げなどによって群れの調整区域や保全区域に
移動させることを目指すが、甚大な被害が発生、または、予想される場合は、加害個体
除去、個体数調整及び群れ捕獲を実施できる。

b 調整区域

サルの生息地である森林地帯から排除区域へサルが出ないような環境づくりを行う
区域。主に民有林の区域とする。

被害地域では、群れの追い上げを行う他、他の適当かつ現実的な排除方法が見当た
らない場合は、加害個体除去、特定の群れの個体数調整や群れ捕獲などにより、被害
地域の拡大阻止を行うこともあり得る。

c 保全区域

サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯。主に国有林の区域とする。

なお、国有林内に点在する民有林は保全区域として扱う。原則的にサルの捕獲は行
わない。ただし、人と農作物に被害を与えた個体の排除は必要に応じて行うものとす
る。

イ 具体的被害防除対策

被害防除対策を進めるにあたっては、地域の実情に応じて、次の対策を効果的に組み合
わせて実施する。

(ウ) 電気柵

市町村は、地形、作物等地域の実情に合わせ必要に応じて農地を囲い込み、物理的に
サルの侵入を防ぐ電気柵（ネット式電気柵を含む。）を設置し、被害軽減と棲み分けを図
る。

また、電気柵の効果を持続させるためには、定期的に下草の除去を行う等、適切な維
持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設
置を促進する。

(イ) 追い払い

追い払いは、サルが農地や人家周辺に出没した時、花火・電動ガン等を使用して追
い出すことである。住民及び鳥獣被害対策実施隊が中心となって追い払いを行わないと、
サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。住民が
個別又は組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え
付けることが重要である。

また、サルの群れにテレメトリー発信機を装着し、受信機により群れの位置を把握す
る方法により追い払いをより効果的に実施することができる。

(ロ) 追い上げ

追い上げとは、群れの行動域の後背に生息できる環境に群れが完全に定着し、行動域
を確立するまで、被害が発生している農地及び人家周辺から人為的に移動させるもので
ある。農作物を食物と認識したサルを森林に戻すことは困難であるが、人とサルが共存
していくための最終的な目標として、継続的に地域ぐるみで実施することが重要である。

(イ) 餌やり防止対策

観光客や住民が餌を与えることは、人馴れを招き警戒心を低下させ、被害を拡大させ
るばかりではなく、その地域への定着の要因となるので、市町村は、絶対に餌をやらな
いよう道路及び駐車場などに掲示板の設置やパンフレットの配布などを通じて普及啓発
に努める。

(ロ) 調整区域の環境整備

保全区域から排除区域へサルが出ないような環境づくりを調整区域で行う。
具体的には、農地と接する山林等の間に緩衝地帯（バッファゾーン）を設置し、農地と
山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる生息環境整備が必要である。

(ハ) 接近警戒システム

接近警戒システムとは、サルの群れにテレメトリー発信機を装着し、受信機により把
握した群れの位置などを住民に情報提供する方法である。住民はサルの農地や人家周辺
への接近を予測することにより組織的追い払いの実施や、農作物被害等の未然防止を図
る。

なお、むつ市では、川内町野平地区に設置し、被害防除に取り組んでいる。

(ニ) モンキードッグ

モンキードッグとは、警察犬訓練所等でサルを追い払う等一定期間訓練を行った犬で
ある。

モンキードッグは、むつ市、大間町、佐井村が導入し、追い上げ、追い払いにより農作
物被害軽減に高い効果を上げているが、導入してから10年以上経過し、世代交代の時期
に来ていることから、市町村は、モンキードッグの確保や定期的訓練の実施、ハンドラ
ーの雇用条件の改善など、計画的な配置を行う。

また、安全確保を最優先にハンドラーの命令に従い、かつ人に対して危害を与えない
ように再訓練を実施し、安全かつ適正に管理できる体制において行うものとする。

さらに、追い上げ、追い払い実施中にモンキードッグが第三者に対して起こした損害
に対する補償に備え、損害賠償保険に加入するものとする。

(3) 捕獲

市町村は、生息数の増加や群れの分裂、群れの行動域の拡大に伴う農作物被害の拡大など
地域社会に与える影響を考慮した捕獲を実施する。

なお、捕獲及び被害対策の判断については、「加害レベルと被害対策の選択基準」を参考と
する。

また、捕獲方法は、原則として、はこわな、大型おり、及び罠器を用いる。

ア 加害個体除去

排除地域に出没又は定着し、人家侵入や人などへ危害を与えている個体及び農作物に甚
大な被害を与えた個体を捕獲する。捕獲にあたっては加害個体の特定に努めると共に、追
い上げなどの被害防除対策を実施しても被害防止できない場合に捕獲する。

【加害個体除去の定義】

以下の(イ)～(ウ)の項目が当てはまる個体を、人間の身体に危害を与えた個体及び農作物に

甚大な被害を与えた個体と判断し、果が捕獲を許可できる対象とする。

(7) 農地や集落に定着し、かつ、農作物等に被害を与えたハナレサル。

(1) 人家及びその周辺の器物を損壊させた場合。

(9) 人間が身に携帯する食物を奪おうとした場合。

(2) 人に対し攻撃的な行動を複数回とつた場合。ただし、攻撃的行動の原因が人間の側でないかどうかが十分確認する必要がある。例えば、人がサルに餌を与えようとしなかったか。また、人がアカンボウサルと母サルの間に入らなかったか など。

なお、実際に人間の身体に危害を与えた個体は緊急避難措置による捕獲の対象となるので、ここでは除外する。

イ 個体数調整

個体数調整については、群れの個体数が多いことが原因で被害対策が軽減せず、追い払い等が効果的に実施できないと判断される場合や、群れの個体数増大のため分裂する可能性が高い場合に、群れの規模・行動域の把握等を行った上で、捕獲する。

なお、捕獲にあたっては、群れの存続が可能であり、かつ群れが追い払い等の対策が講じやすいサイスとなる個体数が増維持されるよう、総合的に勘案した上で捕獲目標を設定するものとする。

《参考》

一般論として個体群規模を維持するためには、最低限20群又は約1,000頭、250平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することが一応の目安となるが、1,000頭という目安を下回れば、現実の個体数増が急激に増加するわけではない。これは参考とするひとつの数値であり、それぞれの地域の状況を把握、分析し、各々の地域個体群の扱い方を決めていくことになる。

ウ 加害群除去

群れの大半のサルが人家侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど加害レベルが高く、加害個体の捕獲では効果が見られない群れ、あるいは生息数の増大などにより分裂し、また、分裂が予測され、被害区域を拡大させる恐れのある群れについては捕獲する。

なお、群れ捕獲を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。

(7) 捕獲した後の地域個体群内における群れが複数存在し、かつ、その連続性が概ね維持できること。

(1) 捕獲対象群れと隣接する群れがその行動域を拡大しないよう、組織的な追い払いや防護柵の設置等の被害防除対策を実施していること。

エ その他

(7) 捕獲のための手続き

捕獲は、「ニホンサル捕獲のための法手続（参考資料（1）P37）にあるとおり、文化財保護法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき手続きを経で行う。

(1) 捕獲個体の取扱い

a 捕獲個体は、錯誤捕獲を除き原則として放獣しない。ただし、群れに対する影響力が強いと考えられる個体についてはこの限りではない。

b 檻こより捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により処分し、実験動物としての利用はしない。

c 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適正に処理する。

d 捕獲した個体は、データを記録するとともに、保護管理のための資料として活用する。

(9) 科学委員会への報告

a 果は、市町村から「特定計画に基づく捕獲」について申請があった場合、科学委員会に処理状況を報告する。

b 市町村は、捕獲を実施する場合、処理の過程についての記録文書を様式を定めて残し、捕獲終了後果に提出し、果は科学委員会に報告する。

(10) 外来種の捕獲

持ち込み等によるタイロンサル等の外来種のサルが野外で見られた場合には、市町村は、果に報告するとともに、サルとの交雑を避けるため、当該個体を捕獲する。

(4) 住民による自衛

地域における総合的な被害防除の取組として、市町村、果等から支援を受けながら、地域ぐるみで実施する。

ア 戸締まりの徹底

これまでの社会的習慣から施錠を行わない家庭が多かったが、人家侵入の増加を契機に徐々に施錠が普及しつつある。今後は家屋以外にも含めて施錠を徹底するよう普及啓発を図り、人家侵入の防止に努める。

イ 電気柵の適正管理

補修点検、下草の除去、周辺草木の伐採や枝払いなど電気柵の適切な維持管理に努める。

ウ 集落環境管理の徹底

(7) 誘引要因の除去
農地及び人家周辺など人の生活圏をサルの餌場と認識させないよう、サルの誘引要因の除去を徹底する。また、農地の野菜や果実の取り残しは、サルの誘引要因になることから適正な処分を行う。

(1) 餌やりの禁止

人馴れを招き、人への警戒心を低下させ、被害を拡大させるのみならず、その地域への定着の要因となるため、絶対に餌を与えないよう掲示板の設置やペンフレットの配布などを通じて普及啓発に努める。

(9) 集落環境の保全

集落と山との境界付近のやぶを刈り払うなどして、緩衝地帯を設定し、サルが集落に出没しにくくなるよう努める。

10 計画の実施及び見直しに必要な事項

(1) 管理事業の実施

ア 計画の実施体制

県はこの計画を推進するため、「第二種特定鳥獣管理計画の実施体制」(図表一覽 [図一4] P30)に基づき、協議会及び科学委員会を開催する。また、協議会の構成機関である国、県、市町村、農協及び観光協会連合会は互いに連携を図りつつ、計画目標の達成に向けた各々の取組を進めるものとする。さらに、NPOなど他機関との情報交換、連携を進める。

イ 市町村実施計画の作成

市町村は、毎年度県が実施するモニタリング調査結果を反映した市町村実施計画案及び計画図を作成し県へ提出する。県は、提出された市町村実施計画案を科学委員会で検討を加える。市町村は、検討後に所要の修正を行い、市町村実施計画を作成する。

ウ モニタリング

県は、市町村等と連携、協働しながら、サルの生息状況及び農作物被害状況を把握し、計画の見直し基礎として利用するため、モニタリング調査を実施する。

(イ) 生息状況調査

生息分布、群れ数、個体数、行動域、加害レベル、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握する。

(ロ) 調査結果の分析

県は、モニタリング結果の分析を市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、大学等の研究機関等の協力を得て実施し、地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模などの検討を進める。

(ハ) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業協同組合等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集し県に報告するとともに、収集した情報をもとに実情に即した被害防除対策を実施する。

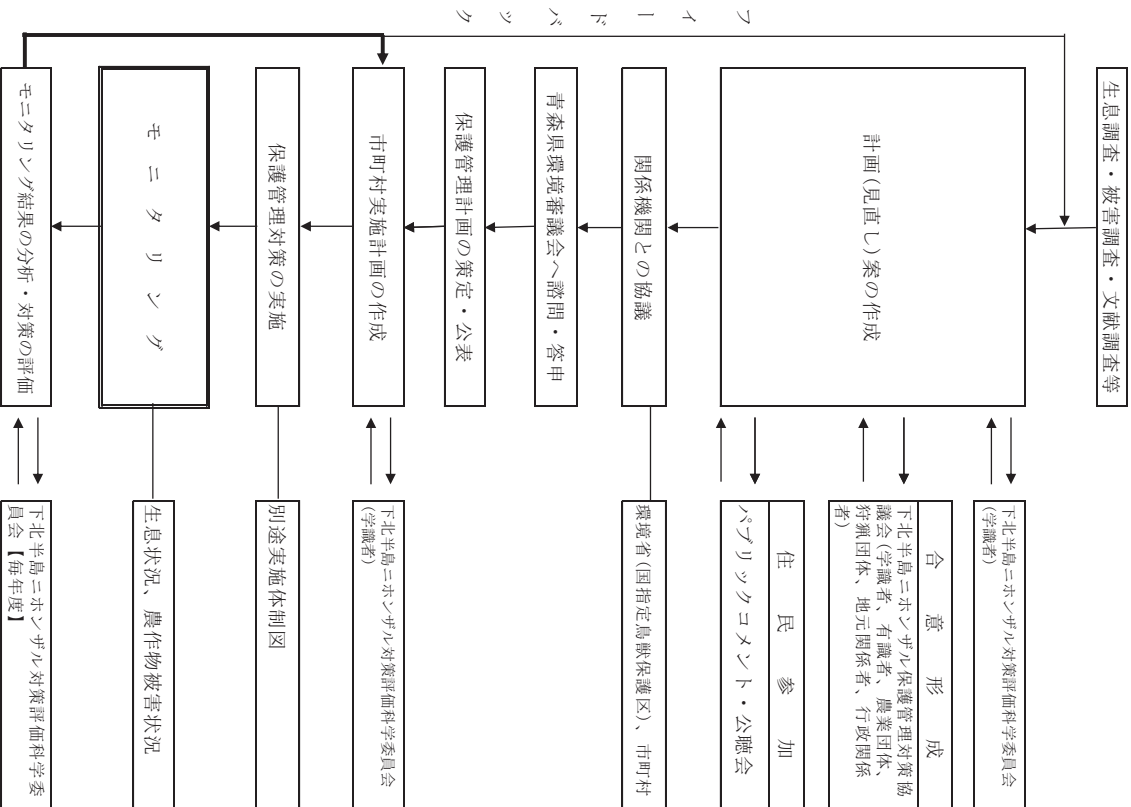
(2) 人材育成

市町村は、サルの知識や生息等に精通したニホンザル保護管理専門員や動物生態学の専門家、NPO法人等と連携しながら、担当職員が農作物被害等を軽減するために必要な防除知識や技術習得に努めるとともに、被害対策に必要なニホンザル保護管理専門員等の継続的雇用と社会的地位及び身分の保証等を行い、人材の育成に努める。また、県も市町村が実施する人材育成への取り組みに対する支援に努める。

(3) 対策の評価及び計画の見直し

県は毎年度、モニタリング調査結果や対策事業の実施状況を基に評価を行い、市町村が作成する実施計画を検討するため、科学委員会を開催する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

【 図一10 第二種特定鳥獣管理計画の策定から見直しまでの流れ 】



11 住民などの普及啓発、合意形成

(1) 共存に向けた地域住民への普及啓発

市町村は、保護管理や被害対策への取組を地域住民に理解してもらうため、地域の表情に応じた講習会の開催やペンフレットの活用等により、サルに関する基本的知識の啓発と、住民自らが取り組める被害防除対策の普及啓発に努める。

(2) 集落環境調査の実施

市町村は、地域の被害状況や被害対策に関する共通認識を持つため、農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など集落の環境調査を自治会等と連携しながら実施し、調査結果を基に取組方針等の合意形成を図る。

(3) 耕作放棄地等対策の実施

市町村は、集落環境調査を参考にして耕作放棄地対策等を実施する。

(4) 環境教育、地域資源としての活用

ア 地域の子供達への環境教育

市町村は、学校、地域活動などでの環境教育を通じて、野生動物との適切なつきあいを子供達の生活の中に定着させるような普及啓発を行う。また、県内外の青少年を対象とした野生動物の保護についての各種事業についても検討を進める。

イ エコツアーズやジオツアーズなど観光資源としての活用

市町村は、下北半島の豊かで固有の自然を、エコツアーズやジオツアーズなどに参加する観光客など外来者に紹介し、環境資源として活用する。ただし、サルの人馴れ防止に十分配慮したものになるよう指導する。

ウ 研究や研修の場としての活用

下北半島のサルは世界最北限に生息する種として学術上重要であるが、研究活動により期待される。このことから、県及び市町村、関係団体等と、この地域を研究や研修の場として活用することを推進すると共に、研究・普及・啓発活動が効果的に行われるような施策を検討する。ただし、研究等の目的であっても、サルの人馴れ防止に十分配慮したものになるよう指導する。

用語の説明

加害レベル

群れの人馴れの程度、加害の程度をサルの行動から総合的に評価した群れの害性の指標。

(植物) 群落

同一場所と一緒に生活している植物群を指す操作的な植生の単位。同じような立地では、組成、構造などよく似た群落が成立すると考えられている。

群団

植物群落を表現する単位の「群集」を、その特徴を構成する種の類似性でまとめた高次の単位。

代償植生

人間の影響によって立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの。

地域個体群

地域的に連続して分布する群れのまとまり。

ゾナクラズ域

日本の夏緑広葉樹林でゾナクラが特徴種となっている群落。植物社会学の用語。

分派行動

ニホンザルの社会単位は、母系の雌と子ども、さらに外来のものを含めたオスからなる複数複雌の集団であり、群れと呼ばれている。群れは、その構成員で緊密な社会交差を保ちながら一緒に行動すると考えられているが、これが小集団に別れ別行動をとる場合があり、これを分派行動という。通常、群れが分裂する前に分派行動をとることが多い。

群れの分裂

群れがニホンザル社会の単位であるが、この群れが付加逆的に二つに分かれ、別々の行動や社会交差の単位が生ずること。通常、群れの分裂は、群れの構成員の数の増加ともなっており、起ると考えられている。群れの分裂により、群れの数が一つ増すわけであるが、そのため、新たに行動域が増し、群れの分布域が広がる場合が多い。

(「図表」及び「参考資料」は、省略する。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭